

川崎市財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正に ついて意見を募集します

- 財政状況の公表については、地方自治法にて公表回数及び公表内容が定められており、本市ではこの「財政状況の公表」について「川崎市財政事情の作成及び公表に関する条例」を制定し、「財政事情の公表」として実施しているところです。
- この度、国において地方公共団体等の財政に関する公表事務の合理化を目的とした法律改正が行われました。
- これを踏まえ、本市「財政事情の公表」に関する公表回数及び内容等の見直しを実施し、本市条例「財政事情の作成及び公表に関する条例」の一部改正を行いますので、市民の皆様から広く御意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和8年10月14日（水）から令和8年11月16日（月）まで

※郵送の場合は、令和8年11月16日（月）消印有効

※持参の場合は、土日祝日除く午前8時30分から午後5時15分まで

2 資料の閲覧場所

川崎市ホームページ「市政情報」内の「広聴・パブリックコメント」から御覧いただけます。また、以下の場所でも御覧いただけます。

- (1) かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟2階）
- (2) 各区役所市政資料コーナー
- (3) 支所、出張所、各市民館（分館含む）、教育文化会館及び各図書館（分館含む）
- (4) 各市税事務所及び市税分室
- (5) 財政局財政部庶務課

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

- (1) ホームページ

市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/230/0000190143.html>

- (2) 郵送または持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市財政局財政部庶務課（川崎市役所本庁舎11階）

- (3) FAX

FAX番号 044-200-3904



↑市ホームページはこちら

※意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。（別添「意見書」を御活用頂いても結構です。）

※電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

※お寄せいただいた御意見に対して個別には回答しませんが、市の考え方を内容ごとに整理・要約し、後日、市のホームページ等で公表します。

※意見書の氏名及び連絡先等は、意見内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。個人情報の保護に関する法律その他の関係規定に基づき、厳重に保護、管理します。

4 問い合わせ先

川崎市財政局財政部庶務課

電話：044-200-2176

FAX：044-200-3904